

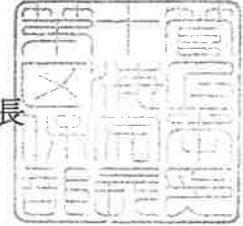


十警刑第 17 号の 2

平成 26 年 5 月 26 日

別 記 殿

第十管区海上保安本部長



「平成 26 年度海洋環境保全推進月間」の実施について  
(お願い)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴下におかれましては、平素から海上保安業務に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では「未来に残そう青い海」をスローガンに、本年度も 6 月 1 日から 30 日までの 1 ヶ月間を「平成 26 年度海洋環境保全推進月間」と定めています。

今年度は、特に「油類の不法排出、廃棄物の不法投棄による海洋汚染の防止」を重点項目として指導・啓発活動を行うこととしており、海事・漁業関係者に対しても、油・有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等を内容とした海洋環境保全講習会や訪船指導を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、同月間の趣旨をご理解のうえ、傘下会員等への周知、当庁において実施する別紙による指導・啓発活動へのご協力にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

1 事務所及び船舶への訪問・訪船指導

- 船舶発生廃棄物の不法投棄防止及び適正処理
- 廃油の不法排出防止及び適正処理
- 燃料油等の適切な取扱い（作業ミスによる排出防止）
- 廃船の適正処理

2 マリンレジャー愛好者等への周知啓発

- ゴミ投棄の禁止、ゴミの持ち帰り及び適正処分
- 海洋環境保全に対する意識の高揚及びマナーの励行

別 記

(25団体)

社 団 法 人 鹿 児 島 清 港 会 会 長  
社 団 法 人 熊 本 県 産 業 廃 棄 物 協 会 会 長  
社 団 法 人 宮 崎 県 産 業 廃 棄 物 協 会 会 長  
社 団 法 人 鹿 児 島 県 産 業 廃 棄 物 協 会 会 長  
熊 本 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長  
宮 崎 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長  
鹿 児 島 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長  
熊 本 県 港 湾 建 設 協 会 会 長  
宮 崎 県 港 湾 建 設 協 会 会 長  
鹿 児 島 県 港 湾 漁 港 建 設 協 会 会 長  
熊 本 県 旅 客 船 協 会 会 長  
宮 崎 県 旅 客 船 協 会 会 長  
鹿 児 島 県 旅 客 船 協 会 会 長  
熊 本 県 海 運 組 合 理 事 長  
鹿 児 島 県 内 航 海 運 組 合 理 事 長  
熊 本 県 小 型 船 舶 海 上 安 全 協 会 会 長  
宮 崎 県 北 部 小 型 船 舶 交 通 安 全 協 議 会 会 長  
鹿 児 島 県 小 型 船 舶 交 通 安 全 協 議 会 会 長  
鹿 児 島 県 西 部 小 型 船 安 全 協 議 会 会 長  
奄 美 地 区 小 型 船 交 通 安 全 協 議 会 会 長  
熊 本 地 区 ス キ ュ ー バ ダ イ ビ ン グ 安 全 対 策 協 議 会 会 長  
奄 美 群 島 地 区 ス キ ュ ー バ ダ イ ビ ン グ 安 全 対 策 協 議 会 会 長  
九 州 磯 釣 連 盟 熊 本 県 支 部 長  
九 州 磯 釣 連 盟 宮 崎 県 支 部 長  
九 州 磯 釣 連 盟 鹿 児 島 県 支 部 長